測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.97
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.96
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.96
同上900,000人を超える数	0.97

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	4.553	—
２級地	3.771	—	3.866	3.881	3.921
３級地	3.540	—	3.628	—	3.677
４級地	3.078	3.079	3.150	3.161	3.190
５級地	2.755	2.756	2.815	2.825	2.850
６級地	1.970	—	2.003	—	2.022
７級地	1.508	1.508	1.526	—	1.535
無級地	—	0.861	0.856	0.856	0.854

	B
１級地	0.363
２級地	0.294
３級地	0.270
４級地	0.221
５級地	0.186
６級地	0.103
７級地	0.054
無級地	−0.015

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.8275、457.0921、0.1007及び0.3024を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　A		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.95	7.72	2,000

測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.97
同上300,000人を超え600,000人までの数	0.95
同上600,000人を超え900,000人までの数	0.96
同上900,000人を超える数	0.96

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
１級地	—	—	—	3.957	—
２級地	3.300	—	3.383	3.397	3.432
３級地	3.148	—	3.225	—	3.270
４級地	2.726	2.727	2.788	2.798	2.824
５級地	2.495	2.496	2.549	2.558	2.581
６級地	1.843	—	1.874	—	1.891
７級地	1.422	1.422	1.437	—	1.446
無級地	—	0.885	0.881	0.881	0.879

	B
１級地	0.318
２級地	0.258
３級地	0.241
４級地	0.193
５級地	0.168
６級地	0.095
７級地	0.047
無級地	−0.013

㈱　北海道、東京都、静岡県及び福岡県にあつては、Ｂの率にそれぞれ1.513、409.971、0.089及び0.269を加算した率とする。

第10条第９項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　A		乗数Ｂ
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250
4.00以上6.00未満のもの	11.57	7.49	2,000